

兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業 公募要領

1 事業の目的

兵庫丹波地域ブランド農産物等を生産する農林業者等が、自らもしくは商工業者等と連携して実施する新商品開発及び販売促進に対する費用を支援することにより、ブランド農産物のブランド力をより強固なものとし、四季を通じた丹波地域の賑わいを創出する。

2 事業の内容及び要件

(1) 事業の内容

兵庫丹波地域ブランド農産物等を活用した新商品開発及び販売促進の取組に係る計画について公募し、審査会において審査を行った上で、採択する計画を決定し、事業の実施に必要な費用の一部を補助するものとする。

補助金額 1 団体上限 20 万円（定額、8 団体）

(2) 応募者の要件

兵庫丹波地域を主たる事業拠点とする以下の団体等とする。

ア 農林業者

イ 農林業を行う法人

ウ 農林業者が組織する団体

エ 農林業者が主な構成員となっている団体

オ ア～エの農林業者等と連携して新商品開発及び販売促進の取組みを行う商工業者等（ただし、旧丹波ブランド農商工連携ネットワーク会員の場合は地域の制限は行わない）

(3) 事業実施の要件

ア 丹波篠山市・丹波市内で生産された農産物等を主原料に使用した新商品開発及び販売促進※の取組みであること。

※販売促進は本事業で開発した新商品に限る。

イ 令和 8 年 1 月末までに新商品として開発することが確実と見込まれること。

ウ 県や国、市町、その他の団体における他の助成（補助、委託等）事業における対象費用と重複しないこと。

(4) 補助対象経費の内容

ア 新商品の試作等に要する経費

外部専門家等からの指導助言に要する費用、調査研究や技術取得に要する費用、農産物や調味料等の原料の購入に要する費用、包装資材の購入に要する費用、機械・装置等のリースに要する費用、委託加工費用、その他必要と認められる費用等

※原料、包装資材の購入に要する費用については、補助期間中の試作品の開発に必要な量のみ補助対象とする。

※機械・装置等の購入費は対象外。

※宿泊費は補助対象外。

イ 販売促進にかかる経費 ※本事業で開発した新商品に限る。

外部専門家等からの指導助言に要する費用、包装デザイン等の開発に要する費用、原材料・加工品等の成分等分析に要する費用、直売所・アンテナショップ等に出店するための費用、商品展示会等への参加に要する費用、ネットショップの商品ページへの掲載費用、チラシ・ポスター等広告宣伝費用、その他必要と認められる費用等

(5) その他の留意事項

ア 本事業の実施に係る会計関係等を明確にした書類（収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類）を整備すること。

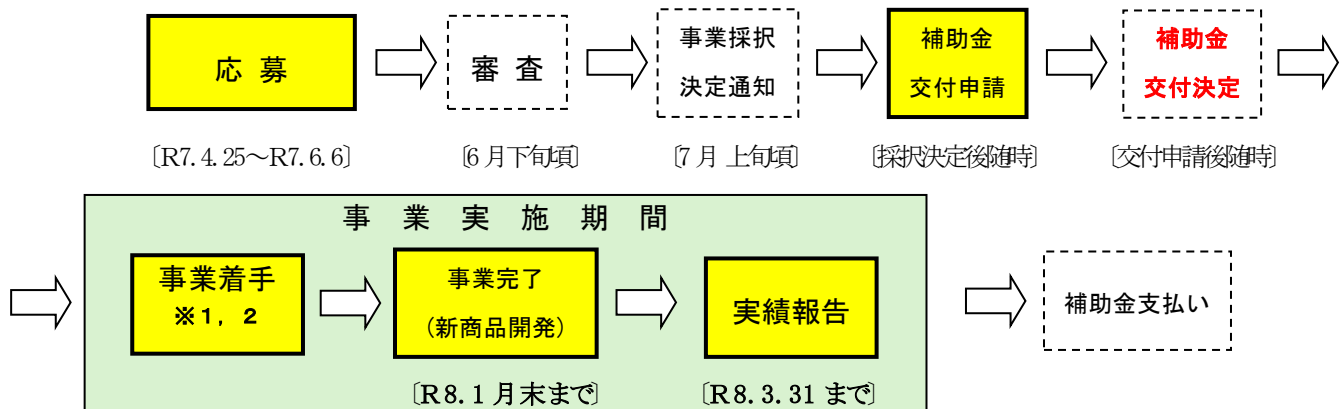
イ 事業期間中の進捗状況について、県民局から報告（商品等の提出を含む）を求めた場合には速やかに対応すること。

ウ この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要なことについては、別途協議を行うこととする。

エ 本事業により開発された新商品は記者発表等により広報を行うので、これに協力すること。

3 応募から採択までの流れ

 : 応募者が実施する手続き



※1 事業着手は、補助金交付決定日前にすることができない。

※2 事業着手にあたっては、各補助対象経費につき、3事業者以上の見積合わせが必要（原材料の農産物の購入費、講師謝金、展示会等出店料等は除く）。見積合わせをせず特定の1事業者から購入等する場合は、その理由を明確に示す必要がある（知り合いである、過去に取引実績があるという理由では認められない）。

4 応募書類等

(1) 別に定める計画書（様式第1号）を1部提出する。

(2) 添付資料

ア 定款、規約等（応募者が法人・団体の場合のみ。個人の場合は不要）

イ 応募者のこれまでの活動概要がわかる資料、新聞等で掲載された記事等

ウ 各補助対象経費についての見積書、カタログ等

(3) 審査は原則として応募書類に基づき行うので、全項目について記入するとともに、

書類だけで計画内容が理解されるようにすること。また、応募書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがある。

- (4) 提出された応募書類等の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出された応募書類等は非公開とする。
- (6) 提出された応募書類等は返却しない。
- (7) 今回の応募に要する一切の費用は応募団体等の負担とする。

5 応募期間 令和7年4月25日（金）～6月6日（金）必着

6 提出先及び提出方法

(1) 提出先

兵庫県 丹波県民局 丹波農林振興事務所 農政振興課
住 所：〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
メール：Tanbanorin@pref.hyogo.lg.jp

(2) 提出方法

必要書類を一括して、持参、郵送（書留）又はメールのいずれかの方法により提出する。封筒又はメールタイトルに「**兵庫丹波ブランド農産物新商品開発応援事業**」と記載すること。

7 審査

- (1) 応募書類をもとに、審査会で審査のうえ、採択団体等を決定する。（採択予定団体数：8団体）
- (2) 主な審査項目は、次のとおりである。
創意工夫、商品の実現性・市場性、継続性・発展性、地域波及効果、実施体制 等
- (3) 審査結果は、採否にかかわらず応募者全員に文書で通知する。

8 質疑

本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出する。

- (1) 質問期限 5月30日（金）
- (2) 質問先 応募書類の提出先と同様
- (3) 質問方法 郵送、持参又はメールにより随時
- (4) 回答方法 郵送又はメールにより随時

【問い合わせ先】

兵庫県 丹波県民局 丹波農林振興事務所 農政振興課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
電 話：（0795）73-3796
メール：Tanbanorin@pref.hyogo.lg.jp